

「真庭市一般廃棄物資源化等基本計画（案）」についてご意見を募集します

- 真庭市一般廃棄物資源化等基本計画（案）に係るパブリックコメント手続実施要綱 -

1 ご意見を募集する計画案の名称

真庭市一般廃棄物資源化等基本計画（案）
(一般廃棄物処理基本計画)

2 計画策定の趣旨及び背景

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、市町村が長期的・総合的視点に立って計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制・収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の流れ並びに生活排水やし尿・汚泥の適正処理に関して必要な基本的事項を定めるものです。

真庭市においては、平成28年2月に「真庭市一般廃棄物資源化等基本計画（以下、「前回計画」という。）」を策定し、廃棄物の適正処理を推進してきました。令和7年1月より「真庭市くらしの循環センター」が稼働開始するとともに、令和7年4月には焼却施設を集約し、廃棄物処理体制が大きく変化しています。

前回計画の評価・見直しを行うとともに、国の廃棄物処理行政及び本市の廃棄物処理体制に対応した新たな一般廃棄物資源化等基本計画を策定します。

この度、その「真庭市一般廃棄物資源化等基本計画（案）」がまとまりましたので、その内容を公表し、市民の皆様からのご意見を募集します。

いただいたご意見は計画策定の参考とさせていただきます。

つきましては、この内容について次によりパブリックコメントを実施しますので、是非多くのご意見をお寄せください。

3 公表資料

真庭市一般廃棄物資源化等基本計画（案）

4 公表資料の入手方法

真庭市ホームページからダウンロードしていただくか、真庭市役所生活環境部環境課及び各振興局地域振興課で閲覧できます。

5 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内の学校に在学する方
- (5) 意見募集事案に利害関係を有する方

6 募集期間

令和8年1月13日（火）から令和8年2月6日（金）まで

7 提出方法

パブリックコメント意見提出様式に、住所、氏名(法人その他の団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)及び連絡先を記入して、次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 直接提出 真庭市役所生活環境部環境課又は各振興局地域振興課

(2) 郵送 〒719-3292 真庭市久世2927番地2

真庭市役所生活環境部環境課

令和8年2月6日（金）必着

(3) ファクシミリ 送信先番号 0867-42-7455

(4) 電子メール アドレス kankyoh@city.maniwa.lg.jp

※ パブリックコメント意見提出様式は、真庭市ホームページに掲載の電子データ(Word 形式又は PDF 形式)又は環境課若しくは各振興局において配布しているものをお使いください。

8 提出意見の取扱い

(1) 提出されたご意見は、計画策定の参考とさせていただきます。

(2) 提出されたご意見は、内容ごとに整理分類し、市の考え方とともに後日公表します。ただし、本件意見募集に関わりのないもの、賛否の結論のみを示したものその他公表すべきでないと判断したものは除きます。

(3) 意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外は公表しません。

(4) 個々のご意見に対して、直接、個別に回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(5) 賛否の結論だけのご意見や趣旨が不明確なご意見には、回答をお示しできない場合があります。

9 問い合わせ先

真庭市生活環境部環境課

〒719-3292 真庭市久世2927番地2

電話 0867-42-1113

FAX 0867-42-7455

E-mail kankyoh@city.maniwa.lg.jp